

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 2 号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（課税地）</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 前項の課税地は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 県民税 個人の県民税にあつては住所地又は事務所、事業所若しくは家屋敷の所在地、法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第 3 号及び次条第 1 項において「法人等」という。）の県民税にあつては事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下この号、次条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 38 条第 2 項及び第 39 条第 2 項において「寮等」という。）の所在地（当該事務所、事業所又は寮等が 2 以上ある場合には、主たるものの所在地）、法人課税信託（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託をいう。次条第 1 項において同じ。）の引受けを行う個人に係る県民税にあつては事務所又は事業所の所在地（当該事務所又は事業所が 2 以上ある場合には、主たるものの所在地）、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税にあつては盛岡市</p> <p>（2）～（12） [略]</p>	<p>（課税地）</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 前項の課税地は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 県民税 個人の県民税にあつては住所地又は事務所、事業所若しくは家屋敷の所在地、法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第 3 号及び次条第 1 項において「法人等」という。）の県民税にあつては事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下この号、次条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 38 条第 2 項、第 39 条第 2 項及び附則第 20 条第 1 項において「寮等」という。）の所在地（当該事務所、事業所又は寮等が 2 以上ある場合には、主たるものの所在地）、法人課税信託（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託をいう。次条第 1 項において同じ。）の引受けを行う個人に係る県民税にあつては事務所又は事業所の所在地（当該事務所又は事業所が 2 以上ある場合には、主たるものの所在地）、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税にあつては盛岡市</p> <p>（2）～（12） [略]</p>
3	<p>[略]</p> <p>（確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた法人の届出義務）</p>	<p>[略]</p> <p>（確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた法人の届出義務）</p>

第40条 [略]

2 法第53条第4項に規定する法人のうち、法人税法第81条の22第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、同法第81条の24第1項の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同条第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第3項の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第5項の規定により同項の届出書を提出した場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第47条第4項及び第5項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第47条第5項において同じ。）（当該法人が同法第81条の24第1項の規定の適用を受けている期間内に同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた法人を含む。）は、法第53条第46項の総務省令で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。

（個人の課税標準の区分経理の義務）

第47条の4 法第72条の2第9項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該個人の事業から生ずる所得について、法第72条の49の8第1項ただし書の規定によって当該個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額又は必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

附 則

（中小法人等に対する県民税の不均一課税）

第20条 [略]

第40条 [略]

2 法第53条第4項に規定する法人のうち、法人税法第81条の22第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、同法第81条の24第1項の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同条第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第3項の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第5項の規定により同項の届出書を提出した場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第47条第4項及び第5項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第47条第5項において同じ。）（当該法人が同法第81条の24第1項の規定の適用を受けている期間内に同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた法人を含む。）は、法第53条第45項の総務省令で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。

（個人の課税標準の区分経理の義務）

第47条の4 法第72条の2第10項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該個人の事業から生ずる所得について、法第72条の49の8第1項ただし書の規定によって当該個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額又は必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

附 則

（中小法人等に対する県民税の不均一課税）

第19条の2 [略]

(東日本大震災に係る法人の均等割の免除等)

第20条 法人の均等割の納税義務者が、次の各号のいずれかに該当するときは、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する各事業年度又は各連結事業年度に係る法人の均等割を免除する。

(1) 平成23年3月11日において、県内の主たる事務所又は事業所を法附則第55条第1項の規定により公示された区域内に有していたとき。

(2) 平成23年3月11日において、県内の主たる寮等を法附則第55条第1項の規定により公示された区域内に有し、県内に事務所又は事業所を有していなかったとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、県内の主たる事務所、事業所又は寮等(以下次項及び第4項において「県内の主たる事務所等」という。)について、東日本大震災により、全壊、半壊その他これらに準ずる損害を受けたとき。

2 前項の規定により法人の均等割の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を証明する書類を添付して、免除を受けようとする事業年度又は連結事業年度の法人の県民税の確定申告書の提出期限までに局長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

(2) 当該申請に係る事業年度又は連結事業年度、県内の主たる事務所等を有していた月数及び法人の均等割の額

(3) 当該申請に係る事業年度又は連結事業年度の末日における県内の主たる事務所等の名称及び所在地

(4) 平成23年3月11日における県内の主たる事務所等の名称及び所在地又は東日本大震災により損害を受けた県内の主たる事務所等の名称、所在地及び損害の状況

3 局長は、法人の均等割に係る徴収金を徴収した場合において、当該法人

		<p><u>の均等割について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該納税義務者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。</u></p> <p><u>4 前項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を証明する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1）納税義務者の主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名</u></p> <p><u>（2）当該申請に係る事業年度又は連結事業年度、県内の主たる事務所等を有していた月数及び法人の均等割の額</u></p> <p><u>（3）当該申請に係る事業年度又は連結事業年度の末日における県内の主たる事務所等の名称及び所在地</u></p> <p><u>（4）平成23年3月11日における県内の主たる事務所等の名称及び所在地又は東日本大震災により損害を受けた県内の主たる事務所等の名称、所在地及び損害の状況</u></p>
2	<p>（行政手続条例の適用除外）</p> <p>第6条の2 行政手続条例（平成8年岩手県条例第3号）第3条又は第4条に定めるもののほか、県税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（個人の課税標準の区分経理の義務）</p> <p>第47条の4 法第72条の2第10項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該個人の事業から生ずる所得について、法第72条の49の8第1項ただし書の規定によって当該個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額又は必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。</p>	<p>（行政手続条例の適用除外）</p> <p>第6条の2 行政手続条例（平成8年岩手県条例第3号）第3条又は第4条に定めるもののほか、県税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政手続条例第2章（<u>第8条を除く。</u>）及び第3章（<u>第14条を除く。</u>）の規定は、適用しない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（個人の課税標準の区分経理の義務）</p> <p>第47条の4 法第72条の2第10項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該個人の事業から生ずる所得について、法第72条の49の12第1項ただし書の規定によって当該個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額又は必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。</p>

(鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う個人の所得の区分計算方法についての承認手続)

第47条の5 法第72条の49の12第3項の規定に基づいて承認を受けようとする個人は、局長に対し、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第50条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の8第1項の規定によって計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の10第1項の規定による控除額を超えるものは、当該年度の初日の属する年(次項において「当該年」という。)の3月15日までに(年の中途において事業を廃した場合においては、当該事業の廃止の日から1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内)に)、総務省令第7条に定める申告書を局長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第72条の49の8第6項、第7項又は第10項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の3月15日までに、総務省令第7条に定める申告書を局長に提出することができる。

3 [略]

(個人の事業税の減免)

第53条 局長は、個人の事業税の納税義務者で、その所有に係る法第72条の49の8第8項に規定する資産につき災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する武力攻撃災害若しくは同法第183条において読み替えて準用する同法第14条第1項に規定する緊急対処事態における災害で当該年度の初日の

(鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う個人の所得の区分計算方法についての承認手続)

第47条の5 法第72条の49の16第3項の規定に基づいて承認を受けようとする個人は、局長に対し、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第50条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の12第1項の規定によって計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の14第1項の規定による控除額を超えるものは、当該年度の初日の属する年(次項において「当該年」という。)の3月15日までに(年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内)に)、法第72条の55第1項の総務省令に定める申告書を局長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第72条の49の12第6項、第7項又は第10項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の3月15日までに、法第72条の55第2項の総務省令に定める申告書を局長に提出することができる。

3 [略]

(個人の事業税の減免)

第53条 局長は、個人の事業税の納税義務者で、その所有に係る法第72条の49の12第8項に規定する資産につき災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する武力攻撃災害若しくは同法第183条において読み替えて準用する同法第14条第1項に規定する緊急対処事態における災害で当該年度の初日の

属する年（以下この条において「当該年」という。）において発生したものの（次項及び第3項において「災害」という。）により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。次項において同じ。）が当該資産の価格の2分の1以上であり、かつ、当該年の前年中の法第72条の49の8第1項から第5項までの規定によって計算した事業の所得が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者が納付すべき当該年の前年分の事業所得に係る個人の事業税の税額（次項において「減免対象税額」という。）について、次の表の左欄に掲げる当該年の前年分の事業所得の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を申請により軽減し、又は免除する。

[略]

2・3 [略]

附 則

（退職所得の課税の特例）

第12条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第36条の3及び第36条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第36条の6及び第36条の8の規定の適用については、これらの規定中「第36条の4」とあるのは、「第36条の4並びに附則第12条第1項」とする。

（特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例）

第12条の2 [略]

属する年（以下この条において「当該年」という。）において発生したものの（次項及び第3項において「災害」という。）により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。次項において同じ。）が当該資産の価格の2分の1以上であり、かつ、当該年の前年中の法第72条の49の12第1項から第5項までの規定によって計算した事業の所得が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者が納付すべき当該年の前年分の事業所得に係る個人の事業税の税額（次項において「減免対象税額」という。）について、次の表の左欄に掲げる当該年の前年分の事業所得の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を申請により軽減し、又は免除する。

[略]

2・3 [略]

附 則

（特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例）

第12条 [略]

3 （県たばこ税の税率）

第67条の4 県たばこ税の税率は、1,000本につき1,504円とする。

附 則

（県たばこ税の税率の特例）

第23条の4 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定

（県たばこ税の税率）

第67条の4 県たばこ税の税率は、1,000本につき860円とする。

附 則

（県たばこ税の税率の特例）

第23条の4 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定

価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率は、第67条の4の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき716円とする。

価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率は、第67条の4の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき411円とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分並びに次条及び附則第3条の規定は平成25年1月1日から、表3の項の改正部分及び附則第5条の規定は同年4月1日から施行する。

（行政手続条例の適用除外に関する経過措置）

第2条 この条例（表2の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例第6条の2第1項の規定は、平成25年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にしたこの条例（表2の項の改正部分に限る。）による改正前の岩手県県税条例（以下次条において「旧条例」という。）第6条の2第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

（個人の県民税に関する経過措置）

第3条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（旧条例第36条の2に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例附則第12条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（法人の県民税に関する経過措置）

第4条 この条例（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例（以下この条において「新条例」という。）附則第20条第1項の規定により法人の均等割の免除を受けようとする者については、この条例の施行前に新条例附則第20条第2項に定める期限を経過したもの又はこの条例の施行の日から起算して1月以内に当該期限が到来するものに限り、同項に規定する申請書の提出期限は、この条例の施行の日から起算して1月を経過した日とする。

（県たばこ税に関する経過措置）

第5条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

（いわての森林づくり県民税条例の一部改正）

第6条 いわての森林づくり県民税条例（平成17年岩手県条例第79号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1・2 [略]	附 則 1・2 [略]

3 第3条第1項の規定は、県税条例附則第20条第1項の規定の適用を受ける者については、適用しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。